



子 青 第 1 3 4 7 号
平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

教育庁県立学校教育課長
教育庁義務教育課長
教育庁保健体育課長
教育庁生涯学習振興課長
警察本部生活安全部少年課長
市町村青少年行政主管課長
公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議会長

沖縄県子ども生活福祉部長
(公 印 省 略)

「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」について（依頼）

平素から青少年の健全育成に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

みだしのことについて、平成29年11月29日付け府政共生第1215号-3にて内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）から効果的な啓発活動その他積極的な取組の推進について依頼があります。

本件については、例年2月から5月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として実施しているものですが、神奈川県座間市における殺人・死体遺棄事件の発生を受けて、今回は名称を「あんしんネット 冬休み・新学期緊急一斉行動」として、フィルタリングの利用促進や、情報ネットワークを正しく利用することができる能力（いわゆるインターネットリテラシー）の向上など、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりを強力に推進するため、12月に前倒し実施することとなったものです。

つきましては、別添の資料を参照の上、各種行事や広報媒体を効果的に活用した各種取組の推進に努めていただきますようお願い致します。

沖縄県子ども生活福祉部
青少年・子ども家庭課
担当：赤嶺
Tel：866-2174 Fax：868-2402
E-mail：akminehi@pref.okinawa.lg.jp

府政共生第 1215 号 - 3

平成 29 年 11 月 29 日

各都道府県・指定都市青少年行政主管部局長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備担当）
（ 公 印 省 略 ）

「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」について

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁では、別紙のとおり、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」を、官民協力して実施することといたしました。

例年 2 月から 5 月にかけて「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施しておりましたが、神奈川県座間市での殺人・死体遺棄事件の発生を踏まえ、今回は名称を「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」として、12 月から前倒し実施し、フィルタリングの利用促進やいわゆるインターネットリテラシーの向上など、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりを強力に推進することと致しました。

内閣府では、本日付けで関係省庁と連名で、一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会及び公益社団法人日本 P T A 全国協議会に対して、依頼文を発出いたしました。

加えて内閣府では、青少年育成団体や事業者団体に対しても依頼文を発出し、政府広報を利用した啓発活動も実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本取組の趣旨を踏まえ、管下の関係部局（課）及び管内市区町村、関係団体等に本取組を周知するとともに、教育委員会、警察、総務省総合通信局、P T A その他関係機関・団体や関係事業者等と連携し、下記の事項についてご理解をいただき、冬休み・卒業・進学・新入学前後の各校 P T A の関係会合における周知等、積極的に取り組んでいただきますようお願い致します。

記

1 話し合いによる家庭でのルールづくり

スマートフォンやソーシャルメディア等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、家庭でのルールを作ること。

ルールづくりにおいては、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じたルールとすること。

2 積極的なフィルタリングの利用

保護者等は、青少年の利用するスマートフォン等の新規回線契約又は機種・名義変更を伴う回線契約の変更・更新時に、利用者が青少年である旨を申し出、フィルタリングについて説明を受けるとともに、積極的にフィルタリングを利用すること。

なお、改正青少年インターネット環境整備法※に基づき、携帯電話会社（格安スマートフォン会社（MVNO）も含む）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、以下の義務が課せられる。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年（18歳未満）か確認すること。
- ・契約締結者又は携帯電話端末の使用者が青少年であった場合には、その保護者に対して、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨及びフィルタリングの必要性と内容を説明すること。
- ・フィルタリングの有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）を講じること。

※参考 改正青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務）

第十三条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約（既に締結されている役務提供契約（以下この項において「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務）

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨

二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十五条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務)

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。）であって、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの（以下この条において「特定携帯電話端末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

3 学校や地域団体等との連携によるリテラシーの向上

小・中学校、高等学校、地域団体等と連携し、冬休み前の終業式、卒業式、始業式、入学式や保護者会等の場を活用し、また、期間中に説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安心、安全な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うこと。

4 参考資料

資料1 普及啓発リーフレット集【内閣府】

http://www8.cao.go.jp/youth/kankyounet_use/leaflet.html

資料2 インターネットトラブル事例集【総務省】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/jireishu.html

資料3 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項

【経済産業省】

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

資料4 ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ【文部科学省】

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisaku2017/syoutyuu_smp2017.htm（小中学生版）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/taisaku2017/koukou_smp2017.htm（高校生版）

資料5 ネットには危険もいっぱい～他人事だと思ってない？～（通年版）

【警察庁・文部科学省】

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm

資料6 インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう【法務省】

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>

（連絡先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当 田嶋・松下

T E L 03-5253-2111（内線38257）

03-6257-1442（直通）

E-mail masaaki.matsushita.r2e@cao.go.jp

別紙

「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになってきている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまうなど、深刻な問題も発生しているところである。

加えて、人の目の届きにくいSNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした青少年の心の中の叫びに付け込んで言葉巧みに誘い出して殺害するという極めて卑劣な手口の事犯も発生した。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネット上の有害情報に起因する犯罪被害やトラブルに巻き込まれることを防止するため、青少年が初めてスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・入学の時期を含め、今回は例年以上に期間を前倒しして、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの利用促進及びいわゆるインターネットリテラシーの向上に重点を置いたスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

平成 29 年 12 月～平成 30 年 5 月

3 参加府省庁

内閣官房・内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省

